

Ⅱ 対象事業者

津市内に事業所を有する「中小企業者（小規模企業者や個人事業者を含む）」で、以下のすべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 市税の未納がないこと
- (2) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること
- (3) 申請時点で、補助金その他の名称の如何を問わず、本市からの同一のエネルギー経費に対する支援制度の対象となっていないこと

※「中小企業者（小規模企業者を含む）」とは

「中小企業基本法」（昭和38年7月20日法律第154号）における「中小企業者」および「小規模企業者」の範囲とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。

- 政治団体、宗教上の組織又は団体
- 支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの
《「会社」に該当しない法人の例》
社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社以外の法人。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法等に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）
※農業、水産業、林業であっても、個人経営の場合は対象となります。